

議事日程(第3号)

令和3年12月9日 午前9時00分開議

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告
- 1) 総務常任委員会付託議案(7件)
- 議案第80号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第81号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第82号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第9号)(関係部分)
- 議案第83号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 議案第85号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算(第3号)
- 議案第86号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
- 議案第87号 木城地域ふれあい館「輝らら」の指定管理者の指定について
- 2) 産業文教常任委員会付託議案(4件)
- 議案第82号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第9号)(関係部分)
- 議案第84号 令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第88号 木城町道路線の廃止について
- 議案第89号 木城町道路線の認定について
- 日程第2 議案第90号 令和3年度木城町一般会計補正予算(第10号)
- 日程第3 委員会付託の省略
- 日程第4 議案に対する質疑
- 日程第5 発議第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書(案)
- 日程第6 議員派遣の件
- 日程第7 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告
- 日程第8 各委員会の閉会中の調査

---

本日の会議に付した事件

- 日程第1 各常任委員会付託議案審査結果報告

1) 総務常任委員会付託議案（7件）

議案第80号 木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第81号 木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

議案第82号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第9号）（関係部分）

議案第83号 令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議案第85号 令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第86号 令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

議案第87号 木城地域ふれあい館「輝らら」の指定管理者の指定について

2) 産業文教常任委員会付託議案（4件）

議案第82号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第9号）（関係部分）

議案第84号 令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第88号 木城町道路線の廃止について

議案第89号 木城町道路線の認定について

日程第2 議案第90号 令和3年度木城町一般会計補正予算（第10号）

日程第3 委員会付託の省略

日程第4 議案に対する質疑

日程第5 発議第2号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）

日程第6 議員派遣の件

日程第7 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告

日程第8 各委員会の閉会中の調査

---

出席議員（9名）

1番 久保富士子君	2番 桑原 勝広君
3番 森 伸夫君	5番 眞鍋 博君
6番 神田 直人君	7番 黒木 泰三君
8番 後藤 和実君	9番 甲斐 政治君
11番 中武 良雄君	

---

欠席議員（1名）

10番 原 博君

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 藤井 学君 議事調査係長 平野 豊和君  
書 記 池田真那海君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	半渡 英俊君	副町長	島田 浩二君
教育長	恵利 修二君	総務財政課長	萩原 一也君
会計管理者	河野 浩俊君	まちづくり推進課長	西田 誠司君
環境整備課長	長友 渉君	教育課長	平野 大輔君
税務課長	黒木 宏樹君	福祉保健課長	小野 浩司君
町民課長	三隅 秀俊君	産業振興課長	吉岡 信明君
代表監査委員	桑原 正憲君		

---

午前9時00分開議

○事務局長（藤井 学君） 皆様、おはようございます。

議会の開会に先立ち、ご案内いたします。傍聴席での写真撮影及び録音等は禁止されています。携帯電話をお持ちの方はマナーモードにされるか、電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。ご着席ください。

○議長（中武 良雄） おはようございます。

定刻になりました。ただいまの出席議員は9名です。

これから本日の会議を開きます。

本定例会においては、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、換気を行い、議場内においてはマスクの着用及び消毒の徹底にご協力いただきますようお願いいたします。

本日の議事日程は、議案の追加により日程の変更がありましたので、議会運営委員会で協議の上、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

日程第1. 各常任委員会付託議案審査結果報告

○議長（中武 良雄） 日程第1、各常任委員会付託議案審査結果報告を行います。

まず、総務常任委員会付託議案7件、議案第80号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第81号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、議案第82号令和3年度木城町一般会計補正予算（第9号）（関係部分）、議案第83号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、議案第85号令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第86号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、議案第87号木城地域ふれあい館「輝らら」の指定管理者の指定について、以上7件について、総務常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 令和3年第10回木城町議会定例会において、総務常任委員会に審査付託されました議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定により報告を行います。

審査期日は、12月7日から12月8日の2日間、3階大会議室等において、委員4名が出席し、町長部局の課長以下関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

まず、議案第80号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第81号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案可決です。

次に、議案第82号令和3年度木城町一般会計補正予算（第9号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第83号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

次に、議案第85号令和3年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）、原案可決です。

次に、議案第86号令和3年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第87号木城地域ふれあい館「輝らら」の指定管理者の指定について、原案可決です。

以上で、総務常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

次に、産業文教常任委員会付託議案4件、議案第82号令和3年度木城町一般会計補正予算（第9号）（関係部分）、議案第84号令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議案第88号木城町道路線の廃止について、議案第89号木城町道路線の認定について、以上4件について、産業文教常任委員会の審査結果報告を登壇の上、求めます。委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会に付託されました議案は4件でございます。審査の結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第76条の規定によりご報告いたします。

審査期日は、12月7日、8日の2日間、役場別館2階会議室等において、委員5名全員の委員が出席し、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、審査を行いました。

初めに、議案第82号令和3年度木城町一般会計補正予算（第9号）（関係部分）、原案可決です。

次に、議案第84号令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決です。

次に、議案第88号木城町道路線の廃止について、原案可決です。

次に、議案第89号木城町道路線の認定について、原案可決です。

以上で、産業文教常任委員会付託議案の審査結果報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 以上で、産業文教常任委員会長の報告は終わりました。

ただいまより1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第80号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第81号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第82号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第83号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第84号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第85号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第86号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 87 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 88 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

次に、議案第 89 号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

以上で、各常任委員会付託議案に対する質疑を終わります。

ただいまより、各常任委員会付託議案の 10 議案について、議案番号順に従い、討論、採決を行います。

なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第 80 号木城町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 81 号木城町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり

決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第82号令和3年度木城町一般会計補正予算（第9号）、本案に対する総務常任委員長、産業文教常任委員長の報告は、ともに原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、両委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は両委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第83号令和3年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第84号令和3年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 5 号令和 3 年度木城町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 6 号令和 3 年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 7 号木城地域ふれあい館「輝らら」の指定管理者の指定について、本案に対する総務常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 8 号木城町道路線の廃止について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は



原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第89号木城町道路線の認定について、本案に対する産業文教常任委員長の報告は原案可決であります。

ただいまより討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2. 議案第90号

○議長（中武 良雄） 次に、議案上程を行います。

提出されました日程第2、議案第90号については、朗読は省略し、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（半渡 英俊君） 提案理由を申し上げます。

ただいま追加で上程いただきました議案第90号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第90号。議案第90号は、令和3年度木城町一般会計補正予算（第10号）であります。補正予算（第10号）は、予算の総額に、歳入歳出それぞれ4,659万1,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ60億7,096万3,000円にするものであります。

歳入は、子育て世帯臨時特例給付金の国庫支出金増額4,659万1,000円であります。

歳出は、子育て世帯への臨時特別交付金であります民生費増額4,659万3,000円、総合

交流センター空調機修繕費用の教育費増額46万2,000円、予備費減額46万4,000円があります。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして可決をしていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（中武 良雄） 町長の提案理由の説明が終わりました。

---

### 日程第3. 委員会付託の省略

○議長（中武 良雄） 日程第3、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第90号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第90号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

---

### 日程第4. 議案に対する質疑

○議長（中武 良雄） 日程第4、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第90号に対する質疑、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

議案第90号令和3年度木城町一般会計補正予算（第10号）を議題といたします。

これより質疑を行います。議案第90号に対する質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 子育て世帯臨時特例給付金ということで経済対策の一環で18歳以下の子供に10万円を配るということの中の5万円を今回配付ということになるというところで認識をしておりますが、この給付日がいつぐらいになるのか。それから、いつ時点で18歳以下の年齢なのか。それと人数は割れば分かるのだろうけど、何名分なのか。そこあたりを教えてくださいといいかと思えます。

○議長（中武 良雄） 町長。

○町長（半渡 英俊君） 今提案申し上げました給付金につきましては、今、臨時国会が開催をされておまして、政府、国の方針が変わるような方向であります。取りあえず18歳以下の10万円相当の給付をするということで、取りあえず5万円の現金、残りの5万円については、先ほど申し上げましたように、自治体の調整をしてできるということになっていますので、5万円を取りあえず今回上げたところでありまして、

それから、給付日については、後で担当課長のほうから答弁をいたさせます。

それから、対象でありますけれども、国が示しているのは3月31日までとなっておりますが、木城町は、木城っ子すくすく子育て応援臨時給付金でもしましたように、木城独自で単独で4月1日までの分を対象にしています。というのは同じ年代で同じ学年で不公平感をなくすという、学年は4月1日までとなっておりますので、そういった部分ではこれまた全国に先駆けて1日までを対象とするということにしております。

給付金の支給日、それから対象者等については細かいことでもありますので、福祉保健課長のほうから答弁をいたさせます。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） まず、対象者についてですが、基本的に今回の対象者は平成15年4月2日生まれ以降の18歳までという形になっています。併せて、今後出生する新生児を追加で加えるということになっておりますので、ただいま町長が答弁申し上げましたように、本町としては令和4年4月1日出生分までを対象とするというふうに予定をしております。

今回補正の対象予定者としては930名で計上をさせていただいております。現在の段階での対象児童につきましては、現在892名ということで今予定をしております。振込予定日につきましてですが、本日可決いただきましたら、明日、確認書等の発送を進めたいというふうに思っております。現在の予定としましては、国のこの支給基準の手続等も絡んではきますが、年内に振込をするという形を取りたいと思っておりますので、12月27日を今予定しているところであります。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。3番、森伸夫君。

○議員（3番 森 伸夫君） 先ほど町長が言われましたように、今国会で後の5万円、クーポンにするのか、どうするのか、大分混乱をしているみたいでありますけれども、今、当初の想定ではクーポンということでしたが、仮にクーポンになったときに手数料等の見込みというのは出ていますか。出ていれば教えていただきたいのですけれど。

○議長（中武 良雄） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（小野 浩司君） このクーポンにつきましては、現段階ではクーポン登録に必要なシステム等について全く通知等も含めて頂いておりませんので、現段階ではそこにかかります費用について、積算できる状況に今はございません。

以上です。

○議長（中武 良雄） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。これより、議案第90号に対する討論、採決を行い

ます。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中武 良雄） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第5. 発議第2号

○議長（中武 良雄） 日程第5、発議第2号、意見書の提出。加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）が桑原勝広君ほか3名から提出されております。

提出されました発議第2号については、あらかじめお手元に配付いたしておりますので、朗読は省略し、提出者、2番桑原勝広君の趣旨説明を登壇の上求めます。2番、桑原勝広君。

○議員（2番 桑原 勝広君） 発議第2号加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）の趣旨説明を行います。

加齢性難聴は、高齢者の日常生活において、人とのコミュニケーションを困難にし、高齢者が孤立してしまう危険性を持っています。それが原因で鬱や認知症の発症の原因になるとも言われています。人の声が聞きづらく何回も聞き直したり、普通に話しているのに相手には大声で怒っているように聞こえたりします。普通の会話ができないのです。

その改善策として補聴器の利用が考えられますが、価格が高く、年金生活者には非常に高額であり、しかも保険適用でないため、全額個人負担となっています。特に低所得者、高齢者に対する配慮が求められます。補聴器のさらなる普及で高齢者になっても人とのコミュニケーションに不安なく生活でき、心身とも健やかに過ごすことででき、認知症の予防、ひいては医療費の抑制につながると考えられるため、国に対し加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を強く要望するため、意見書を提出したいと考えます。

皆様のご賛同をお願いし、趣旨説明を終わります。

○議長（中武 良雄） 提出者の趣旨説明が終わりました。

ただいまから発議第2号に対する質疑、討論、採決を行います。

発議第2号、意見書の提出、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）を議題といたします。

発議第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 質疑なしと認めます。

これより発議第2号に対する討論を行います。本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） 討論がありませんので、採決に入ります。

お諮りいたします。発議第2号、意見書の提出、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、発議第2号、意見書の提出、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書（案）は原案のとおり可決されました。

なお、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣に提出いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、法務大臣、厚生労働大臣に提出することに決定いたしました。

---

## 日程第6. 議員派遣の件

○議長（中武 良雄） 日程第6、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。議員派遣の件については、会議規則第127条の規定により別紙のとおり派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

なお、ただいま議決しました議員派遣の件で後日変更等があった場合は、議長に一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、後日変更等があった場合は、議長に一任

することに決定いたしました。

---

**日程第7. 各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告**

○議長（中武 良雄） 日程第7、各常任委員会委員長・議会運営委員会委員長・議会広報編集特別委員会委員長・新田原基地対策特別委員会委員長報告を行います。

これから登壇の上、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長、桑原勝広君。2番、桑原勝広君。

○総務常任委員会委員長（桑原 勝広君） 総務常任委員会として、特に報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、産業文教常任委員長、眞鍋博君。5番、眞鍋博君。

○産業文教常任委員会委員長（眞鍋 博君） 産業文教常任委員会として報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会運営委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○議会運営委員会委員長（甲斐 政治君） 議会運営委員会として特に報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 次に、議会広報編集特別委員長、森伸夫君。3番、森伸夫君。

○議会広報編集特別委員会委員長（森 伸夫君） 議会広報編集特別委員会から報告をいたします。

議会だより「きじょう」の編集作業のため、12月16日から1月12日にかけて計4回の委員会を開催します。原稿の作成に皆様のご協力を頂きますよう、よろしく願いをいたします。

なお、紙面をつくるに当たり、議会の内容等を分かりやすく町民の皆様に興味を持っていただけるように作成に努めてまいりたいと考えております。

以上で、報告を終わります。

○議長（中武 良雄） 次に、新田原基地対策特別委員長、甲斐政治君。9番、甲斐政治君。

○新田原基地対策特別委員会委員長（甲斐 政治君） 新田原基地対策特別委員会として報告することはありません。

○議長（中武 良雄） 以上で、各委員長の報告が終わりました。

---

**日程第8. 各委員会の閉会中の調査**

○議長（中武 良雄） 日程第8、各委員会の閉会中の調査を議題といたします。

木城町議会会議規則第74条の規定により、各常任委員会委員長から所管事務の調査について、

議会運営委員会委員長から議会の運営に関する事項、議会の会議規則・委員会に関する条例等に関する事項、議長の諮問に関する事項及び次期定例会・臨時会に係る事項について、議会広報編集特別委員会委員長から議会広報の編集・調査等に関することについて、新田原基地対策特別委員会委員長から基地対策に関することについて、閉会中の調査の申出があります。

お諮りいたします。各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中武 良雄） ご異議なしと認めます。よって、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集特別委員会委員長、新田原基地対策特別委員会委員長から申出のとおり、閉会中の調査を認めることに決定いたしました。

---

○議長（中武 良雄） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

去る12月3日に開会されて以来、本日までの7日間にわたり慎重にご審議いただき、また執行部におかれましても、特段のご協力をいただき、予定会期内に終了できましたことを厚くお礼申し上げます。

これで、令和3年第10回木城町議会定例会を閉会いたします。

ここで、町長から発言を求められていますので、これを許します。町長。

○町長（半渡 英俊君） お礼を申し上げます。7日間にわたりました第10回木城町議会定例会の議案のご審議を賜り、今議会上程の11議案全て、原案のとおり可決を頂きました。ありがとうございました。

一般質問及び委員会審議等においてご意見を頂くとともに、たくさんの気づきを頂いたものと思っております。しっかりと受け止め、今後の政策に生かしていきたいと考えますし、これからの町政運営、執行に当たり、十分、心して努めてまいりたいと思います。

蔓延防止の対策、それからそういったコロナ禍でありましたので、満足のいく事業成果がなかった分野もありましたが、町民と職員の協力、そして議会議員のお力添えを頂きまして、今年1年様々な取組に挑戦実行することができましたことに、お礼と感謝を申し上げたいと思います。

本年もいよいよ残り少なくなってまいりました。年末年始に向けた準備が始まり、何かと慌ただしくなりますし、寒さも一段と厳しくなってまいります。インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の第6波、懸念される変異株オミクロンへの対応など、ウイルスとの闘いとなってきております。町民の理解と納得を頂きながら、分かりやすくスピード感を持って、人命・経済に配慮しながら臨機応変に対処してまいります。

29日から1月3日までは、年末年始休暇となります。当面の諸行事につきましては、お手元に配付をしてございますが、第6波の新型コロナウイルス感染症予防・拡大防止の観点から、規模を縮小しての開催もしくは中止となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

そういった中でありますが、1月1日午前10時から木城町成人式をリバリスで執り行います。

なお、1月4日から仕事始めとなります。午後4時から、木城町新春賀詞交歓会が商工会館で予定をされております。

議員各位はじめ、皆様方には十分健康にご留意いただきまして、年末年始をお過ごしいただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症が収束することを願いつつ、お礼と当面する行事への案内といたします。

改めまして、第10回の定例会、ありがとうございました。

○議長（中武 良雄） 議員の皆さんは、控室のほうにお願いいたします。

○事務局長（藤井 学君） 皆様、ご起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前9時43分閉会

---